転廃業助成金等の課税の特例

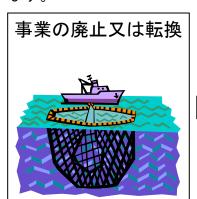
《 所得税•法人税 》

1. 特例の対象者

国が認定・承認する計画に基づく減船等を行う、個人又は法人(廃止業者等)が対象になります。

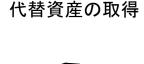
2. 特例の内容

国若しくは地方公共団体の補助金又は残存事業者等の拠出した補償金(転廃業助成金等)の交付を受け、財務大臣の資金指定(告示)を受けることにより、課税の特例が認められます。



国又は県等からの 転廃業助成金等

財務大臣の資金指定





〇減価補てん金

事業の廃止又は転換に係る減価償却資産の 減価をうめるための費用

〇転廃業助成金

事業の廃止又は転換を助成するための費用



(個人)総収入金額に不算入 (法人)損金の額に算入

(法人)圧縮記帳ができる

代替資産を取得した場合、取得額に相当する額は (個人)総収入金額に不算入

(注)代替資産の取得がない場合は一時所得又は収益となります。

3. 特例の効果

廃止業者等が受ける転廃業助成金等に対する課税の特例により、事業の廃止又は他事業への転換が円滑に行われます。

【国際漁業等再編対策事業及び再編整備等推進支援事業の場合】

担当部署お問い合わせ先

農林水産省 水産庁 企画課 整備班 (代表)03-3502-8111 (内線)6574 (直通)03-6744-2341